

改善要望・改善報告書

施設の名称 東大阪市立障害児者支援センター

令和 6 年度

第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

No.	観点	要改善事項	指定管理者・施設担当課による改善報告 (令和8年2月6日時点)
1	有効性	【指定管理者】 業務マニュアルの整備 (OJTがメインという話があったが、新規雇用者の安定的な定着という意味でも業務のマニュアル整備を行っていただきたい。)	障害児者支援センターにおいて、マニュアル化が可能な業務については令和7年度に全て作成済み。
2	労働環境	【指定管理者】 賃金台帳の項目追加 (労働日数・労働時間・時間外労働の労働時間数・深夜労働の労働時間数の記載が無いため、該当4項目を記載いただきたい。)	指摘を受け、令和7年度より該当4項目についての記載を行っている。
3	適正性	【指定管理者】 業務の性質上、専門性が高いため、随意契約やプロポーザルになることが多いが、契約金額が適切か改めて検討いただきたい。	プロポーザルを含め随意契約を締結する場合であっても、適宜、複数業者から見積書を徴取するなどにより金額の適正性の確認を行っている。また、定期的に入札の実施やプロポーザルの必要性等検討し、契約方法について見直しを行っている。
4	財務健全性	【施設担当課】 社会福祉法人会計基準の改正により、平成30年度から原則として賞与引当金を流動負債に計上することとなった。社会福祉事業団は、地方公共団体が設立した社会福祉施設の受託経営を主体事業目的として設立された団体であること、純資産の黒字を維持できてきたこと等を踏まえると、指定管理を継続することを前提とする上では実質的な影響は無いと思われるが、この取り扱い前後で純資産が黒字から赤字へと転換している点につき、適宜指定管理者と協議を行いつつ、指導・検討が必要な場合には対応を行っていただきたい。	賞与引当金を流動負債に計上することとなったことによる影響と会計上の対応策については、令和6年度末において必要な賞与引当金を計上し、対応済みである。今後も、適宜協議を行い、指導・検討が必要な場合には対応を行っていく。
5	労働環境及び適正性	【施設担当課】 上記2及び3につき、指定管理者において適切に履行されたか確認いただきたい。	2. 賃金台帳について提出させ、該当4項目の記載があること確認済み。 3. プロポーザルを含め随意契約を締結する際には、複数の事業者から見積りを取り得し契約金額の適正性を図っていることについて、指定管理者より報告を受けている。